相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡田子町大字原字雀ケ平一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　柳田　慶一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　事務所青森県八戸市根城五―一二―二一　コートアベニュー一〇一号室　清水法律事務所　相続財産管理人　弁護士　清水健一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市金沢区乙舳町一二番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸八二番地三森下ハイツC―二〇一　被相続人　亡　蜂須賀和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二四一番二号山崎第二ビル五階Ａ　大宮桜木町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松島　俊行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市東区新岡山二丁目三〇九番地一四、最後の住所新潟県新潟市北区新崎二六三五番地四　被相続人　亡　寺尾　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　新潟市中央区美咲町一丁目四番一五号　相続財産管理人　司法書士法人中央グループ　代表者社員　田邊　智得

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方上中郡若狭町天徳寺第一六号三番地、最後の住所福井県三方上中郡若狭町天徳寺第一四号四番地の一　被相続人　亡　梅津　利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　福井県三方上中郡若狭町上黒田第一六号一五番地　相続財産管理人　千葉　信吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県北名古屋市九之坪寺領九〇番地、最後の住所愛知県北名古屋市西之保青野九七番地　被相続人　亡　杉山　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　名古屋市東区東桜一丁目一四番二五号テレピア一三階東新町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　煤孫　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区上町一〇番地、最後の住所大阪市淀川区宮原一丁目八番二二号　被相続人　亡　林　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階　相続財産管理人　弁護士　井上　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市濱田町六一五番地、最後の住所不詳、不動産登記記録上の住所倉敷市平田三三番地　被相続人　亡　平田　敬道（不動産登記記録上の氏名平田敬治）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　事務所岡山県倉敷市昭和二丁目一番二八号大塚ビル二階　相続財産管理人　弁護士　川井　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市成羽町成羽二五五五番地、最後の住所岡山県井原市下出部町二丁目一七番地四サンサンリビングいばら楽寿　被相続人　亡　小林　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　岡山県浅口市鴨方町六条院西三四〇六番地一　相続財産管理人　大郷　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市蒜山富山根一八四番地、最後の住所広島県東広島市黒瀬町国近一二六二番地一　被相続人　亡　田中キヨコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　事務所広島市中区東白島町二〇番八号　川端ビル二階　相続財産管理人　弁護士　橋本　貴司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市玖珂町一八二番地、最後の住所山口県岩国市周東町下久原一八四二番地　被相続人　亡　寺崎　右一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　山口県岩国市南岩国町一丁目一七番三四―一〇二号　相続財産管理人　白木　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県八幡浜市松柏乙二五番地、最後の住所愛媛県八幡浜市五反田一番耕地八〇六番地養護老人ホーム湯島の里　被相続人　亡　永見　良市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十四日　愛媛県八幡浜市一五五〇番地　相続財産管理人　司法書士　攝津　鉄男

第5期決算公告　平成27年9月24日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号

東京保証株式会社

代表取締役　後藤　修

貸借対照表の要旨

（平成27年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	63,285
	固定資産	―
	合計	63,285
負債及び純資産の部	流動負債	5,897
	固定負債	―
	株主資本	57,388
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,388
	（その他利益剰余金）	（47,388）
	合計	63,285

（注）当期純利益　11,245千円

第43期決算公告

平成27年9月24日

東京都中央区京橋1丁目1番1号

石垣メンテナンス株式会社

代表取締役　石垣　真

貸借対照表の要旨（平成27年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,282,249
	固定資産	78,444
	合計	3,360,693
負債及び純資産の部	流動負債	1,655,304
	固定負債	0
	株主資本	1,708,218
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,658,218
	（利益準備金）	（18,000）
	（その他利益剰余金）	（1,640,218）
	評価・換算差額等	△2,829
	合計	3,360,693

（注）当期純利益　93,891千円

第101期決算公告　平成27年9月18日

茨城県神栖市砂山4番地

太陽肥料株式会社

代表取締役　加藤　和久

貸借対照表の要旨（平成27年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,871,693
	固定資産	881,850
	合計	3,753,543
負債及び純資産の部	流動負債	2,718,100
	固定負債	82,706
	株主資本	952,737
	資本金	300,000
	資本剰余金	3,256
	資本準備金	3,256
	利益剰余金	649,480
	利益準備金	55,680
	その他利益剰余金	593,800
	（うち当期純損失）	（14,732）
	合計	3,753,543